

## 三箇地区内における工事施工時の遵守事項について（お願い）

大東市三箇自治会

当自治会では「三箇に住んで良かった」と思われる街づくりをめざし日々自治会活動を行っております。

三箇地区内で工事を施工される事業主さんは、自治会、町会と近隣住民に工事等の概要を明らかにして、協議ののちに工事の着手をお願いします。

なお、当自治会で工事施工時の遵守事項を下記のとおり作成しておりますので、よろしくお取りはからいをお願いします。

### 1. 安全対策について

#### (1)工事車両について

工事車両の通行については、所轄警察の指導に従うとともに、歩行者、一般車両の通行・走行を妨げないようお願いします。

#### (2)安全等について

工事現場周辺および施工する建築物周囲には、仮囲い・養生ネットを設置し周辺の安全確保の徹底をお願いします。

### 2. 騒音・振動の防止について

重機などの移動は瞬時的短時間に行い振動の発生を極力抑えるようお願いします。また、その他の建設機械作業についても、できるだけ騒音・振動を防止するよう注意を払うようお願いします。

### 3. 作業時間、休日について

#### (1)作業時間について

ア 作業時間は原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後6時でお願いします。

イ 作業時間の前後各1時間程度は、準備および片付け時間でお願いします。

ウ 工事の都合で時間延長する必要がある場合は、できるだけ短時間で終わるようにお願いします。

#### (2)休日について

日曜・祝日は作業を休んでください。

ただし、工程上やむを得ず日曜・祝日に作業を行う場合は、軽作業にとどめて騒音を発生する作業は行わないようお願いします。

### 4. 周辺道路の汚損防止について

工事車両による土砂等の散乱で周辺道路を汚損しないように努め、随時周辺を巡回し汚損したときは速やかに清掃するようお願いします。

5. 工事関係者駐車場について

工事関係者の駐車場を確保して、近隣に迷惑をかけないよう周知徹底するようお願いいたします。

6. ミキサー車、大型車の搬入について

生コン打設作業を行う場合は、周辺道路の混雑防止をはかるため携帯電話や無線で連絡して、待機場所より現場に車両が移動できるようにお願いいたします。

7. その他

(1)工事により発生した問題については、誠意をもって対処するようお願いいたします。

(2)近隣の風紀を乱さぬように周知徹底お願いいたします。

(3)現場責任者は、常駐するようお願いいたします。

(4)住宅開発の場合は、三箇自治会の入会にご協力をお願いいたします。

(5)交通安全対策のカーブミラーや防犯灯の設置にご協力をお願いいたします。

(6)必要と認められる場合は、ガードマンの配置をお願いいたします。

平成22年10月 1日作成

平成26年 4月 1日改正